

離職を余儀なくされる建設労働者等の再就職等のための援助を行った事業主の方等への給付金

4 労働移動支援助成金（建設業労働移動円滑化支援助成金）

建設業からの離職者の、建設業界内外での円滑な労働移動を促進することを目的としており、建設業新規・成長分野定着促進給付金、建設業新分野雇用創出給付金の2種類があります。

I 建設業新規・成長分野定着促進給付金

建設業界内で、離職を余儀なくされた建設業労働者であり、建設業関連の技術・技能、経験等を有する者（以下「対象労働者」といいます。）を雇い入れ、当該者が従事する職務に必要な知識又は技能等を習得させるための実習その他の講習を実施した新規・成長分野の事業を単独又は共同で行う中小建設事業主（当該事業を単独又は共同で行うことを計画している事業主を含む。）に対して助成します。（平成19年3月31日までの時限的措置）

受給できる事業主

次のいずれにも該当する建設事業主が対象となります。

- 1 新規・成長分野の事業を単独又は共同で行う中小建設事業主（当該事業を単独又は共同で行うことを計画している事業主を含む。）であること。
- 2 雇用保険料率が22.5/1000の適用事業所であること。
- 3 当該雇入れの前日から起算して6か月前の日から1年を経過した日までの間（以下「基準期間」といいます。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者について事業主の都合により離職させた者がいないこと。
- 4 当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であって、基準期間に離職した者のうち当該基準期間に雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者として受給資格の決定がなされた者の数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると認められること。
- 5 労働保険料を過去2年間を超えて滞納していないこと。
- 6 過去3年間に雇用保険三事業に係るいずれの助成金についても不正受給を行ったことがないこと。
- 7 次のいずれにも該当する雇入れを行うこと。（資本、人事等の状況からみて対象労働者を雇用していた建設事業主と密接な関係にあると認められる場合を除きます。）
 - (1) 対象労働者を雇い入れること。
 - (2) 対象労働者をその離職の日の翌日から起算して、原則として3か月以内に雇用保険の一般被保険者（短時間労働被保険者を除きます。）として雇い入れるものであること。特例措置として、平成14年12月20日から、「雇用調整方針」（最近における金融情勢の変化により離職等を余儀なくされる労働者に関する職業安定局長の定めるところにより作成される方針）に基づいて再就職に係る支援を受ける対象労働者については、当分の間、「離職の日の翌日から起算して3か月を経過する日まで」としているものを「6か月を経過する日まで」としています。
 - (3) 当該雇入れの日の前日までの過去3年に当該対象労働者を雇用したことがないこと。
- 8 雇い入れた対象労働者に対し適切な講習（当該雇入れの日から起算して3か月以内に開始され、かつ、期間が2週間以上のものに限ります。）を実施すること。

9 対象労働者を継続して雇用していること。

対象となる労働者

建設業の発展のために必要な一定程度の技術・技能、経験等を有している者であることが必要です。

○建設業法上の技術検定の資格取得者

建設機械施工技士(1級・2級)、土木施工管理技士(1級・2級)、建築施工管理技士(1級・2級)等

○建築士法上の建築士(1級・2級・木造)

○技術士法上の「建設部門」技術士

○電気工事士法上の電気工事士(1種・2種)

○電気事業法上の電気主任技術者(1種・2種・3種)

○消防法上の消防設備士(甲種・乙種)

○職業能力開発促進法上の建設関連技能検定合格者

○建設業経理事務士(1級～4級)

○電気工事基幹技能者、造園工事基幹技能者、鉄筋基幹技能者等資格認定のある基幹技能者

○事務系職種にあっては経験年数10年以上

○その他、独立行政法人雇用・能力開発機構が必要と認める者

ビジネスキャリア制度による認定者、安全衛生法上の安全管理選任者、業務に必要な免許等取得者(ただし2日未満の短期講習は除く)、安全衛生法上の建設関連技能講習修了者、建労法上の雇用管理責任者、国土交通省で大臣認定を行った民間資格制度合格者及び検討整理後大臣認定対象外とされた民間資格制度合格者。

対象となる講習

対象労働者の雇入れに係る事業所において就労の場における通常の事業活動に従事させる実習(以下「企業内OJT」といいます。)と就労の場における通常の事業活動と区分して、業務遂行の過程外に行われるもの(以下「企業内OFF-JT」といいます。)の組合せにより行われる次のいずれにも該当するものです。

- 1 当該対象労働者の雇入れの日から起算して3か月以内に開始されること。(3か月以内に開始されれば、必ずしも3か月以内に終了する必要はありません。)
- 2 当該講習の期間が2週間以上あって、所定労働日において行われるものであること。
- 3 所定労働時間内に行われるものであること。
- 4 企業内OJTの講師については、職長又は課長クラス(あるいはこれらに準ずる者)以上が行うものであること。
- 5 2の期間内における講習時間の1割以上の時間について、企業内OFF-JTが行われるものであること。

なお、企業内OFF-JTについては、次のいずれかの教育訓練施設に派遣して行う教育訓練を企業内OFF-JTに替えて実施することができます。

- (1) 独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する職業能力開発促進センター、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校若しくは都道府県が設置する職業能力開発校又は認定訓練施設
- (2) 他の事業主又は事業主団体
- (3) 各種学校等
- (4) その他職業に関する知識、技能又は技術を習得させ、又は向上させることを目的とする教育訓練を実施する団体

受給できる額

- 講習期間が2週間以上の場合、対象労働者1人当たり30万円

受給のための手続

この給付金を受給しようとする建設事業主の方は、講習を実施しようとする日の前日（以下「認定締切日」といいます。）までに、建設業新規・成長分野定着促進給付金講習計画等認定申請書に必要書類を添付して、当該事業所の所在地を担当する独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター（以下「担当センター」といいます。）に認定申請を行ってください。

認定された講習計画に基づき講習を実施した後、当該雇い入れに関して、対象労働者の雇い入れの日の翌日から起算して6か月を経過した日から1か月以内に建設業新規・成長分野定着促進給付金申請書に必要書類を添付して、担当センターに支給申請を行ってください。

II 建設業新分野雇用創出給付金

自ら新分野の事業を創出し構成事業主に雇用されていた労働者を継続して雇用する労働者（短時間労働者を除く。）として雇い入れた実施計画の認定を受けた建設業の事業主団体（以下「認定団体」といいます。）に対して、その経費の一部を助成します。（平成19年3月31日までの時限的措置）

受給できる事業主

次のいずれにも該当すること。

- 当該実施計画の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）の直接又は間接の構成員に雇用されていた労働者をその離職の日の翌日から起算して3か月を経過する日までの間に、継続して雇用する労働者として3人以上雇入れること。
- 当該雇入れの日の前日までの間に過去3年間に当該対象労働者を雇用したことがないこと。
- 当該雇入れの前日から起算して6か月前の日から1年を経過した日までの間（以下「基準期間」といいます）において、当該雇入れに係る認定団体に雇用される労働者について当該認定団体の都合により離職させた者がいないこと。
- 当該雇入れに係る認定団体に雇用されていた者であつて基準期間に離職したものうち当該基準期間に雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者として受給資格の決定がなされた者の数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると認められること。
- 当該雇入れに係る認定団体の労働者の離職の状況、講習の実施状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備していること。

受給できる額

対象労働者の数及び事業の開始に要した費用に応じて支給します。

事業の開始に要した費用	対象労働者の数		
	3人～9人	10人～19人	20人以上
500万円以上1,000万円未満	25万円	37.5万円	50万円
1,000万円以上2,000万円未満	50万円	75万円	100万円
2,000万円以上5,000万円未満	100万円	150万円	200万円
5,000万円以上	250万円	375万円	500万円

受給のための手続

この給付金を受給しようとする認定団体の方は、建設業新分野雇用創出給付金認定申請書に必要書類を添付して、担当センターに提出し認定資格を受けるとともに、当該雇入れに関して、対象労働者の雇入れの日の翌日から起算して6か月を経過した日から1か月以内に建設業新分野雇用創出給付金支給申請書に必要書類を添付して、担当センターに支給申請を行ってください。

※ 制度の詳細、その他受給のための手続き等は独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターへお問い合わせください。

お電話でのお問い合わせ 0570-001154

全国どこでも最寄りの独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターに自動転送されます。(ただし、携帯電話・PHSはご利用できません。NTT回線以外の方は一部つながらない場合もあります。)

ご利用時間 9:00~17:00 (土・日・祝は休業)